

やすらぎ聖苑・枝幸墓園
指定管理者募集要項

【令和元年9月】

枝 幸 町

【目次】

1	指定管理者の募集	1
2	施設の概要	1
3	申請資格及び資格要件	2
4	申請制限	3
5	管理の基準	3
6	自主事業等	4
7	指定管理料	4
8	修繕と備品の取扱い	5
9	各種税の取扱い	5
10	選定基準（提案審査）	5
11	議会の議決による指定	5
12	申請の手続き	6
13	指定管理者との協定等	8
14	関係法令等の遵守	8
15	募集から協定書締結に至るまでの全体スケジュール	8
16	標準処理期間	8
17	その他	8
別図	やすらぎ聖苑・枝幸墓園位置図	9

やすらぎ聖苑・枝幸墓園指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

本要項は、枝幸町火葬場（以下「火葬場」という。）・枝幸町墓地（以下「墓園」という。）の設置目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うため、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上、経費の縮減等を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び枝幸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第7号）の規定に基づき、指定管理者の選定に向けた創意工夫のある申請者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称、所在地、設置目的

① 火葬場

- | | |
|--------|---|
| ア 名称 | やすらぎ聖苑 |
| イ 所在地 | 枝幸郡枝幸町宇遠内 1211 番地 5（位置図は9頁） |
| ウ 設置目的 | 利用者の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく火葬する |

② 墓園

- | | |
|--------|---|
| ア 名称 | 枝幸墓園 |
| イ 所在地 | 枝幸郡枝幸町新港町 5196 番地 2（位置図は9頁） |
| ウ 設置目的 | 祖先の安らかなねむりとともに、訪れる人々に深いやすらぎを感じていただける公園式墓地 |

(2) 施設の規模

やすらぎ聖苑・枝幸墓園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を、参照してください。

(3) 施設の利用状況等

やすらぎ聖苑・枝幸墓園指定管理附属資料（以下「附属資料」という。）を、参照してください。

3 申請資格及び資格要件

- (1) 令和元年10月31日(指定申請受付の締切日)現在において、枝幸町内に本店、支店、営業所又は主たる事務所を有している法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 法人等の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 破産宣告を受けた法人又は清算法人
 - ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 当該団体の責めに帰すべき事由により本町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
 - ⑥ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (3) 次に掲げる資格、知識、技術等(以下「資格等」という。)を有するものを配置できる法人等であること。
- なお、資格等を有するものについては、枝幸町内に在住していることを条件とする。
- ① 火葬技術管理士の資格を有し、十分な火葬実績を持つこと
 - ② 甲種防火管理講習の課程を修了した防火管理者
 - ③ 危険物取扱者(丙種可)
- (4) 複数の法人等でグループを構成し申請(以下「グループ申請」という。)することができますので、申請時に「様式第9号」を提出してください。
- ① グループの名称を設定し、代表となる法人等を定めてください。
 - ② 単独で申請した法人等が他のグループ申請の構成法人等となること並びにグループ申請の構成法人等である法人等が、他のグループ申請の構成法人等となることはできません。
 - ③ グループを構成する法人等はそれぞれ上記(1)及び(2)の要件を満たしていなければなりません。
- なお、(3)については、グループ全体をもって資格等を有するものを配置できれば要件を満たしているものとします。
- (5) 「現地説明会」に参加できる法人等であること。

4 申請制限

申請する法人等が、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の法人等。
- (2) 本町から指名停止措置を受けている法人等。
- (3) 納付すべき町税等（消費税及び地方消費税を含む。）を滞納している法人等。
- (4) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 4 条に規定する団体。
- (6) 労働基準法等労働者使用関係法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている法人等。

5 管理の基準

(1) 火葬場（非常駐可）

- ① 休 場 日 1 月 1 日及び町長が必要と認める日
- ② 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(指定管理者の事務所内可)
- ③ 使用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
火葬受入時間は、午前 10 時から午後 3 時まで（原則）
- ④ 業務内容
 - ・火葬に関する業務
 - ・火葬場の建物及び設備等の維持管理に関する業務
 - ・その他町長が必要と認める業務

(2) 墓園（非常駐可）

- ① 休 場 日 なし（冬期間使用不可）
- ② 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(指定管理者の事務所内可)
- ③ 業務内容
 - ・墓園の維持管理に関する業務
 - ・その他町長が必要と認める業務

(3) 共通事項

- ① 管理運営に関する業務
- ② 施設及び設備（備品を含む。）の維持管理に関する業務
- ③ 事業報告等に関する業務

6 自主事業等

自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で自己の責任及び費用により行う業務で指定管理運営業務の実施を妨げない範囲において実施し、自らの収入とすることができるものです。

仕様書において示す基本的な考え方のもと指定管理者は、利用者の心情に配慮した運営サービスと利便性向上に寄与する自主事業を積極的に展開し、利用者満足度の向上が図れるよう努めてください。

なお、実施にあっては、事前に町との協議、許可を得ることが必要となります。

また、少子高齢化の進展やペットブーム等の背景があるなか、将来の展望を見据えた施策についてもご提案ください。

【自主事業の例】

墓園利用区画の衛生管理代行、ペット火葬に係るサービス拡充（遺体安置方法、火葬用品の販売）

7 指定管理料

(1) 参考価格

指定管理料の参考価格は、13,897,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です（附属資料P2：3 指定管理料基準額算定調書参照）。

なお、各年度の指定管理料の額は、予算の範囲内で別途「年度協定書」において定めるものとします。

※ 過去3年間の経費実績額等については、附属資料を参照してください。

(2) 町は、管理運営業務実施の対価として指定管理料を会計年度毎に支払います。

(3) 指定管理料の支払いは、別途「年度協定書」に定めるものとします。

(4) 指定管理料は、個別の事情がある場合を除いて原則精算しません。

(5) やすらぎ聖苑の施設管理に係る燃料費については、火葬業務の特殊性から件数により費用が大幅に変動するため指定管理料には含めず、町の直接経費とします。

(6) 施設使用料

指定期間内における施設の使用料は、無償とします。

(7) 事故・災害等

① 事故、災害等による予測できない経費等については、町が負担します。

② 施設の火災保険料については、町が負担します。

③ 指定管理者の故意または過失により、町又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担となりますので、必要な保険に指定管理者の負担において加入してください。

8 修繕と備品の取扱い

(1) 修繕

指定管理者が管理する施設及び設備については、正常に保持し、適正かつ安全な利用に供するよう日常の保守点検を行い、必要に応じて修繕・改修・更新や部品交換を行なってください。

ただし、原則1件あたり100,000円（消費税等相当額を含む。）を超える修繕等については、町がその必要性を検証し、指定管理料とは別に町が予算措置をしたうえで修繕を行います。

1件あたり100,000円を超えない修繕の回数が多く、指定管理料における修繕費の範囲を超えそうな場合にも、回数が増加した原因を確認し、それがやむを得ないと判断された場合には同様の措置を講じます。

また、大規模修繕は町の負担とし、修繕計画を明示し計画的に修繕を実施します（仕様書P12：火葬炉修繕計画参照）。

(2) 備品

町が施設に備えている備品は、無償で使用することができます。

また、備品の購入については、町がその必要性を検証し、指定管理料とは別に町が予算措置をしたうえで購入します。

なお、指定管理者が業務を行うために自らの判断で用意して使用する物品（公の施設の備品として位置づけられないもの）については、町は負担しません。

9 各種税の取扱い

(1) 消費税・地方消費税

消費税法第2条第1項第8号は、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として行われる資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供をいう」と規定しています。

したがって、原則として指定管理料の全額は消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(2) 事業所税

指定管理者が自主事業を行う場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。詳細については、税務担当課に確認してください。

10 選定基準（提案審査）

申請者は、申請書類の提出のほか選定評価委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施していただきます。

審査は、下記「12（4）選定の基準」に照らし行いますが、特に「⑤ 施設の性質又は目的に応じて定める基準に沿ったものであること。」について高く評価します。

11 議会の議決による指定

指定管理者の指定は、町議会（令和元年12月定例会）の議決を経て行います。

12 申請の手続き

(1) 申請期間

令和元年10月1日（火）から令和元年10月31日（木）までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(2) 利用料金に関する事項

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度は、採用しません。

① 火葬場

- ア 火葬 町にて収納事務を行います。
- イ 火葬（ペット類） 納付書発行のみ指定管理者に委託します。

② 墓園

- ア 霊葬場所及び埋葬場所 納付書発行のみ指定管理者に委託します。
- イ 臨時使用料 納付書発行のみ指定管理者に委託します。

(3) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）とします。

(4) 選定の基準

選定評価委員会は、上記「10 選定基準（提案審査）」の結果を次に掲げる基準に照らし企画力、専門性、信頼性、価格等をもとに総合的に審査し、総合点数方式により最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定します。

なお、申請者が1者のみの場合でも、最低基準（各委員の採点合計が、総配点の100分の60以上）に満たない場合には選定せず、再度募集を行います。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 指定の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 施設の性質又は目的に応じて定める基準に沿ったものであること。
 - ア 利用者の心情に配慮し、品位と礼節をもった接遇が図られるものであること。
 - イ 運営サービスと利便性向上に寄与する自主事業を積極的に展開し、利用者満足度の向上が図られるものであること。

(5) 管理運営業務の範囲及び具体的内容

仕様書を参照してください。

(6) 申請の撤回・申請書類の修正等の禁止

申請の撤回・申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めません。

ただし、申請書類を受理した後に、撤回・修正の連絡があった場合は、事実上、そのことを考慮に入れて選定します。

(7) 選定の結果の通知予定時期

選定委員会の結果については、令和元年11月下旬に書面により通知します。
選定されますと、指定管理者の候補者となります。

(8) 申請書類等の提出先

〒098-5892 枝幸郡枝幸町本町916番地
枝幸町町民課環境生活グループ
電話(0163)62-1237、FAX (0163)62-3353

(9) 申請書類

- ① 公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式第1号)及び該当箇所の提出書類
- ② 申請資格に関する申立書(様式第2号)
- ③ 「3申請資格(3)」に規定する資格等を有することを証明する書類(免状等)の写し及び火葬技術管理士の火葬実績が分かる書類(任意様式)
- ④ 管理に係る業務計画書(様式第10号)
- ⑤ 管理に係る収支計画書(様式第11号)
- ⑥ その他町長等が必要と認める書類

※ 募集要項等については、枝幸町ホームページよりダウンロードできます。

「枝幸町 ESASHI TOWN」 <https://www.esashi.jp/>

(10) 提出部数

正本1部、副本1部(副本は、複写可)とします。

(11) 提出方法

持参提出とします。

(12) 募集要項等に関する質問

募集要項等に関する質問を、令和元年9月2日(月)午前9時から令和元年10月11日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)受け付けますので、「様式第7号」にて提出してください(申請書類等の提出先)。

なお、申請を考えている法人等に対して公平に周知すべき質問及び回答については、町ホームページにより公表させていただきます。

(13) 現地説明会の実施

公募に関する現地説明会を次により開催します。

参加申込みは「様式第8号」にて、令和元年9月12日(木)午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)までに提出してください(申請書類等の提出先)。

なお、説明会の参加は、申請資格の要件となっておりますので留意ください。

① 日 時 令和元年9月17日(火) 午後2時から

② 場 所 やすらぎ聖苑 待合室1

※ 当日は、募集要項、仕様書、附属資料、申請様式(以下「募集要項等」という。)を印刷し持参してください。

13 指定管理者との協定等

指定管理者の指定の後、町（町民課担当）と指定管理者は、業務内容の詳細や指定管理料の額等の細目的事項について協議のうえ、基本協定と単年度ごとの「年度協定」を締結します。

※ 協定書に記載する事項等については、仕様書を参照してください。

14 関係法令等の遵守

管理運営業務遂行にあたっては、仕様書に掲げる法令等を遵守してください。

15 募集から協定書締結に至るまでの全体スケジュール

日 程	内 訳
令和元年9月2日（月）	募集要項等の公表
9月2日（月）～10月11日（金）	質問事項の受付期間
9月17日（火）	現地説明会
10月1日（火）～10月31日（木）	申請書類の受付期間
11月中旬	候補者選定のための審査、決定、通知
12月中旬	指定管理者の議決（定例会へ指定議案上程）
12月中旬（議決後）	指定管理者の指定通知
令和2年1月下旬～3月下旬	引継ぎ、協議等
3月上旬	協定書締結 → 業務開始（4月～）

16 標準処理期間

「申請者が書類を提出してから、指定の通知を行うまでに通常要する標準的な期間（標準処理期間）」を60日（土曜日、日曜日、祝日を除く）とします。

17 その他

- （1）協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と指定管理者は誠意を持って協議し、決定するものとします。
- （2）申請者は選定後、この募集要項等について不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

やすらぎ聖苑・枝幸墓園位置図



①火葬場
名称：やすらぎ聖苑
所在地：枝幸郡枝幸町宇遠内1211番地 5

②墓園
名称：枝幸墓園
所在地：枝幸郡枝幸町新港町5196番地 2